



No.12

広報はとまがわ

H12. 4. 1現在

地区面積

57,144,692㎡

組合員数

4,207名

低コスト化水田農業大区画ほ場整備事業

【迫南部地区】 完工記念碑



平成12年度各種予算決まる

2,648,435,000円

3月9日平成12年通常総代会開催 22ヶ件提出議案・原案可決

去る3月9日、平成12年通常総代会が南方町農村環境改善センターに於いて、総代68名の出席を得て開催されました。理事長より「3月に入り、春の季節を感じる昨今、育苗の準備等で御多用の中、本日の通常総代会に御出席を頂き厚く御礼を申し上げる次第です。私くしの方から申し上げるまでもなく農業情勢が非常に厳しい現状であることは、皆さんもご承知のとおりと思いますが、すでに宮城県も財政再建の中で厳しい12年度の予算組がなされ前年度対比30%減となっている。そういう中で当土地改良区の事業推進等を行っていかねばならないのも現状である。特に米価の下落により農家経済状況も年ごとに悪化しているところであります。こうした現状を踏まえて、我々役職員一丸となって種々の負担軽減に努力し、それなりの成果を上げてきているが、しかし米余りが続く昨今、米価には当分期待できないし又、3割強の減反も当分続くことと思います。我々としては、今後も組合員の負担軽減に更なる努力をして参る所存でございますので、総代皆様方の特段の御支援御協力を、よろしく願いたい」と挨拶を述べた後、本日の会議長に阿部英一郎総代が選任され、12年度各種予算を主とした提出議案22案件を慎重審議の結果、原案のとおり可決し閉会した。

……22提出議案は、次の通り……



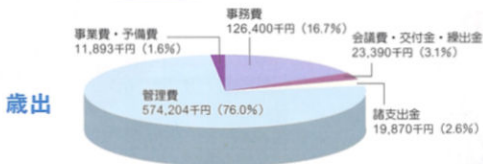
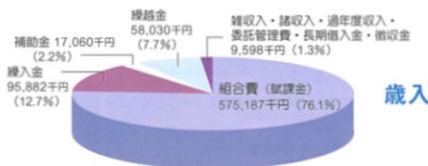
議決事項

- ▼第一号議案 平成十一年度特別会計（大区画は場高度利用促進事業）歳入歳出予算の理事会専決処分に係る報告承認について
- ▼第二号議案 平成十一年度一般会計歳入歳出補正予算の理事会専決処分に係る報告承認について
- ▼第三号議案 財産の取得及び処分について
- ▼第四号議案 平成十一年度一般会計歳入歳出補正予算議決について
- ▼第五号議案 長期借入金及び償還方法の一部変更について
- ▼第六号議案 平成十一年度特別会計（県営・団体営・非補助・県営事業）償還金歳入歳出補正予算議決について
- ▼第七号議案 平成十一年度特別会計（県営は場整備事業）歳入歳出補正予算議決について
- ▼第八号議案 長期借入金及び償還方法（県営は場整備事業）の一部変更について
- ▼第九号議案 平成十一年度特別会計（職員退職給

- 予・財政調整・農地転用決
済金) 積立金歳入歳出補正
予算議決について
- ▼第十号議案 平成十二
年度一般会計歳入歳出予算
議決について
- ▼第十一号議案 長期借
入金及び償還方法について
- ▼第十二号議案 平成十
二年度特別会計(県営・団
体営・非補助・県営事業)
償還金歳入歳出予算議決に
ついて
- ▼第十三号議案 平準化
資金長期借入金及び償還方
法について
- ▼第十四号議案 平成十
二年度特別会計(県営ほ場
整備事業) 歳入歳出予算議
決について
- ▼第十五号議案 長期借
入金及び償還方法(県営ほ
場整備事業)について
- ▼第十六号議案 平成十
二年度特別会計(換地清算
金) 積立金歳入歳出予算議
決について
- ▼第十七号議案 平成十
二年度特別会計(蕪栗沼遊
水地事業地役権補償費) 積
立金歳入歳出予算議決につ
いて
- ▼第十八号議案 平成十
二年度農地転用決済金の徴
収額決定について

- ▼第十九号議案 平成十
二年度特別会計(職員退職
給与・財政調整・農地転用
決済金) 積立金歳入歳出予
算議決について
- ▼第二十号議案 平成十
二年度特別会計(担い手育
成支援事業) 歳入歳出予算
議決について
- ▼第二十一号議案 平成
十二年度特別会計(大区画
ほ場高度利用促進事業) 歳
入歳出予算議決について
- ▼第二十二号議案 平成
十二年度賦課金及び用水使
用料の徴収について
全議案(原案可決) ……以
上

平成12年度 一般会計歳入歳出予算額 755,757千円



特別会計 12年度予算

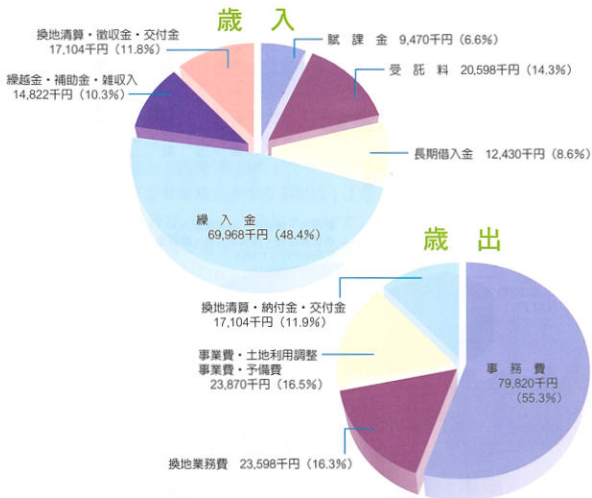
- | | | | |
|----------------------|-----------|-----------------|-----------|
| ● 県営・団体営・非補助・県営事業償還金 | 619,981千円 | ● 財政調整積立金 | 234,292千円 |
| ● 換地清算金積立金 | 72,782千円 | ● 農地転用決済金積立金 | 198,806千円 |
| ● 蕪栗沼遊水地事業積立金 | 95,163千円 | ● 担い手育成支援事業 | 166,350千円 |
| ● 職員退職給与積立金 | 355,280千円 | ● 大区画ほ場高度利用促進事業 | 5,632千円 |

合計予算額 17億4千8百28万6千円

特別会計 12年度予算

12年度県ほ特別会計歳入歳出予算

歳入歳出予算額 144,392千円



平成11年度国営土地改良施設整備事業で更新した
山吉田揚水機場吸水槽スクリーン



平成11年度国営土地改良施設整備事業で更新した
南方揚水機場屋外重油タンク

平成12年度1,000㎡当り賦課金並びに徴収期限一覧表

第1期賦課金の徴収期限は、4月14日から5月1日限りです。
期限内に納入下さいますようよろしくお願いします。

区 分	1,000㎡当り 賦課金	徴 収 期 限		備 考
		第 1 期	第 2 期	
経 常 賦 課 金	円			
事 務 費	田 2,600 畑 1,300	平成12年4月14日交付 平成12年5月1日限り	平成12年11月15日交付 平成12年11月30日限り	第1期 70%賦課 第2期 30%賦課
第1地区	4,500 1/2 2,250	〃	〃	〃
第2地区	3,900	〃	〃	〃
排水地区	3,900 1/2 1,950	〃	〃	〃
沼 沼 崎	8,800	〃	〃	〃
崎 大 平 前	2,000	〃	〃	〃
内 浦 地区	6,000	〃	〃	〃
米 山 地区	7,500	〃	〃	〃
特別会計償還賦課金				
県分	第1地区	2,570		
担	第2地区田	1,300	平成12年11月15日交付 平成12年11月30日限り	第2期 100%賦課
当	第2地区畑	260		
金	西谷地区	9,760	〃	〃
	尼池地区	6,100	〃	〃
県第1	千分千貫区	5,140	〃	〃
地	Ⅳ区野谷地区	4,960	〃	〃
ば	畑園分Ⅰ区	7,460	〃	〃
区	一の園分Ⅱ区	6,660	〃	〃
	県は第2地区	3,250	〃	〃
	県は第5地区	7,670	〃	〃
	県は第10地区	8,080	〃	〃
	県は第4地区	7,140	〃	〃
	県は第6地区	4,320	〃	〃
	県は第11地区	4,200	〃	〃
	県は第13地区	6,550	〃	〃
	県は第3地区	5,960	〃	〃
	県は第7地区	9,920	〃	〃
	県は第8地区	8,330	〃	〃
	県は第9地区	8,610	〃	〃
	長地町新田区	9,760	〃	〃
	沼区地植区	7,700	〃	〃
	北浦地区	5,250	〃	〃
	追地堀内区	7,030	〃	〃
	南地区土手の内区	4,460	〃	〃
	部地区茂伝治区	2,910	〃	〃
県は特別会計特別賦課金				
経	野谷地区	1,000	〃	〃
常	城内地区	2,000	〃	〃
事	野谷地区	2,200	〃	〃
業	城内地区	1,500	〃	〃

平成12年度用水使用料

区 分	1,000㎡当り 用水使用料	徴 収 期 限	備 考
事 務 費	2,600円	平成12年11月15日交付 平成12年11月30日限り	一般事務費賦課の100%
第1地区	2,250	〃	一般管理費賦課の50%
第2地区	1,950	〃	一般管理費賦課の50%
排水地区	1,950	〃	一般管理費賦課の50%
内 浦 地区	4,200	〃	一般管理費賦課の70%
米 山 地区	3,375	〃	一般管理費賦課の45%

維持管理 インフォメーション

平成12年度 ～本田揚水・4月21日から開始～

※揚水開始に伴う試運転(ゴミ流し)について ～下記のとおり実施します～

- | | |
|-------------------------------------|---------------------------------|
| ◇ 米山地区 ⇒4月18日午前9時より…米山・山吉田機場 | ◇ 南方地区 ⇒4月19日午前9時より…南方機場 |
| ◇ 南方地区 ⇒4月18日午前9時より…山吉田機場 | ◇ 迫地区 ⇒4月18日午前9時より…西館機場 |

※本田揚水開始・終了について

- ・4月21日から23日まで日中のみ。
 - ・4月24日から8月31日まで、連日24時間運転とする。
- 但し、9月1日以降10日までは、稲の育成状態により延長することもある。

用排水の管理について

□用排水施設の管理

揚水期間中の機場管理は、主任技術者及び事業課職員の指導監督のもと116機場を機関手67名で運転管理を行なう。又、需要期間中の保安並びに整備については電気主任技術者及び係職員で常時巡回し行う。

□樋門その他施設の管理

樋門・分水堰管理については、樋門管理者は常に流水の状況を把握し最寄の工事委員・役員及び運転管理者等と連絡を保ちながら、用排水の平均化を図るため調整管理を行う。

□用水の管理

用水利用の状況を見ると、4月末から5月初めの連休に使用が集中し、用水不便を来しているのが現状である。特に通水不良路線地域には、用水の円滑を図るため水路管理人を置いて調整を行ない、且つ調整困難な路線では緊急に番水制をとることもあり、以上の方法をもっても解決出来ない地域並びに他事業との関係で不便を来す地域には臨時ポンプを設置対応する。

□排水の管理

排水運転は、降雨量や湛水量の状況を勘案し、事前に運転を開始し被害の未然防止に努める。(当管内は用排水兼用機場が多く用水期間中に豪雨等の場合は、即時に排水体制をとるので水田の水管理に充分注意願います。)

▲水路の清掃

土地改良区が直接管理する水路は幹支線級用排水路のみで、小用排水路については関係組合員が個々に管理を行う。管理方法としては、揚水の開始前に全路線浚渫及び清掃を実施し、更に藻刈を行なって流水の円滑を期する。

「水難事故発生の未然防止」

「子供」を水の事故から守りましょう！

本年も本田揚水が四月二十一日から九月上旬まで開始され、また、気象条件により各用排水路が満水となり非常に危険です。各地で農業用水路による子供の水難事故が起きています。

家族・地域みんなで、水路付近での遊びをしないようさせないよう、事故防止に御協力をお願いします。

水路は、ゴミ捨て場ではありません！やめましょう

土地改良施設は、組合員皆様方の大切な財産です。ゴミを絶対に捨てないよう捨てさせないよう皆様の御理解、御協力をお願いします。



“水に命を”

水は無限の資源ではありません
大切にしましょう。

用水期間中の休日勤務

- 4月21日から8月31日まで【昼夜】交替で勤務し対応します。

中央 制御 室

TEL 0220-55-2544

- 「4月29日、30日」・「5月3日から7日まで」の間は【日中】交替で勤務し対応します。

土地改良区事務所

TEL 0220-58-2024

県営『迫南部地区』ほ場整備事業完工記念碑除幕式直会が举行される

低コスト水田農業大区画ほ場整備事業で施行した迫南部地区は、平成5年度着手して以来、ここに完成をみることができたことは大変意義深いものでありました。その除幕式が、迫町北方字新土手ノ内地内の現地で行われた。平成12年3月15日午前10時から行なわれ、当ほ場整備事業推進協議会会長の伊藤迫町長・宮城県農林振興事務所農業農村整備部岡崎部長をはじめ関係者48名出席し、除幕の儀には渡辺理事長他8名によって除幕が執り行われました。また、同日完工記念直会が『サンシャイン佐沼』に於いて、県議会諸先生方をはじめ多数の御来賓の御臨席を頂き盛大に挙行されました。ここに後世に伝えるため迫南部地区事業の概要と、記念碑に刻まれた揮毫・碑撰文を報告します。



迫南部地区の概要（事業費及び事業量年度割）

年 度	事 業 費	主 な 事 業 内 容
平成5年度	160,000 (千円)	区画整理 A=13.7ha
平成6年度	431,000	区画整理 A=35.6ha 暗渠排水 A=7.4ha 土手の内掘水機場（完成）
平成7年度	449,000	区画整理 A=16.7ha 泥内掘水機場（完成）
平成8年度	430,000	区画整理 A=28.8ha 泥内排水機場（完成）
平成9年度	310,000	区画整理 A=78.5ha
平成10年度	40,000	区画整理 A=6.0ha
平成11年度	10,000	付 帯 工 一 式
計	1,830,000	区画整理 A=94.8ha 暗渠排水 A=91.9ha 泥内掘水機場600mm1台 泥内掘水機場250mm2台 土手の内掘水機場200mm2台

『耕心豊潤』

県営迫南部地区大区画ほ場整備推進協議会会長

迫町長 伊藤 吉 衛

本事業地区は、宮城県北部登米郡迫町に位置し、荒川と国道388号線に挟まれた土手の内地区と、荒川と迫川に挟まれた泥内地区からなる標高68メートル～78メートルの低平な耕地面積約110ヘクタールの水田地帯である。

土手の内地区は、昭和19年第3次食糧増産対策土地改良事業の国策に応え、土手の内耕地整理組合を設立し、1反歩の区画整理並びに暗渠排水、客土等を組み合わせて交換分合を推し進め、工事は昭和21年に完了した。

これに呼応するように泥内耕地整理組合も昭和25年に設立され、土手の内地区同様に整備して耕作してきたが、いずれも農道は狭く用排水路は兼用の上、地下水は高く農地の汎用化には程遠いため近代化農業に著しい支障を来していた。

最近の農業をめぐる情勢は、非常に厳しさを増し、とりわけ稲作農業は米価の低迷、産地間競争更には担い手不足による従事者の高齢化など大変苦しい時期を迎えた。

こうした農業社会の趨勢に鑑み、21世紀を展望した足腰の強い近代的農業を確立するため、各農家がその実現を目指し、関係機関と受益者代表による県営迫南部地区大区画ほ場整備事業推進協議会を設立し、ほ場の拡大、農道の拡幅、用排水の分離、暗渠排水など生産性の高い農業を実現する生産基盤の整備事業として、平成5年度「迫南部地区低コスト化水田農業大区画ほ場整備事業」を導入するに至った。

この間、荒川改修計画・町道拡幅計画が浮上し、これらの事業との調整により事業そのものの着工が遅れる状況下にあったが、関係各位の協力と「実行」「換地」「評価」の各委員・土地改良区・組合員一体となって事業の遂行に務めた。

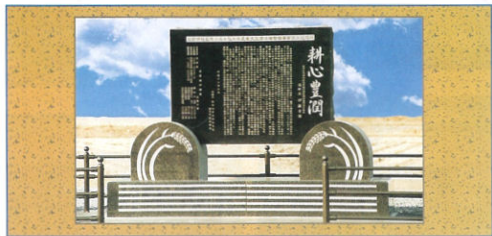
その結果、本事業により21世紀に向けた近代化農業の基盤が出来上がった。

本事業の完成に当たり、事業推進に積極的に関与された委員各位並びに組合員の御理解と町当局を始め、国・県の関係機関各位の御指導と御協力に対し、衷心より敬意と感謝を捧げ、画期的な事業の完成を記念し、その概要を記して後世に伝えるものである。

平成12年3月

碑撰文 迫川沿岸土地改良区
理事長 渡辺 崇 司

迫南部地区低コスト化水田農業大区画ほ場整備事業完工記念碑



事業施行概要

事業主体 宮城県
受益面積 109.2ヘクタール
事業期間 平成5年度～平成11年度
総事業費 1,830,000千円
(主要工事)

整地工 94.8ヘクタール
暗渠排水工 91.9ヘクタール
泥内排水機場 600mm1台
泥内排水機場 250mm2台
土手の内排水機場 200mm2台

…お知らせ…

■こんな時
相談下さい■

「土地改良区
行なう前
登記について」

『野谷地区・城内
地区・新蒲地区』

当土地改良区では、三地区については場整備事業が進行中であり、その事業地区内に於いて次の事項については、「前提登記」として、土地改良区が登記事務を代行する事が出来ますのでお知らせ致します。

①登記名義人の表示の変更の登記

…所有者の住所、氏名についての変更、更正

②相続による所有権移転の登記

…相続登記の未了のものこれらの登記は、工事着手時から、換地処分登記までの間に修了する事となっています

ので、登記を必要とされる方は早めに、当土地改良区（換地係）までご相談下さい。

尚、贈与又は交換による所有権移転登記及び、抵当権に係る登記は代行出来ませんので、申し添えます。

海外より当管内視察研修に来所

農林水産省の外郭団体である（財）日本農業土木総合研究所の仲介により、中国、インド、インドネシア、ネパール、トルコ、エジプトの6ヶ国の政府関係機関で農業農村開発実務担当している農業土木エンジニア、政策立案者と農水省の担当官など10名が、去る平成11年12月15日来所されました。

“農民参加型水管理”という研修テーマで、特に協同型水管理を行う上での用水路管理の問題点や運営方法等について、本土地改良区の現状管理体制について（水利を中心とした）視察研修が行われました。



更新した南方揚水機場4号エンジン（260PS）



更新した米山揚水機場操作盤

表彰受賞者紹介

全国土地改良事業団体連合会会長表彰 『土地改良功労』受賞

平成十二年三月二十三日
全国土地改良事業団体連合会第四十一回土地改良功労者表彰式が東京都千代田区砂防会館別館に於いて執り行われその席上で、宮城県から個人表彰の部として一名当土地改良区職員が多年に亘り土地改良事業の推進発展に寄与した功績が認められ、土地改良功労者として次の職員が全国土地連合会長表彰を受賞したので紹介いたします。

総務課 課長
内藤 勝雄

表彰状

宮城県
内藤 勝雄 殿

貴殿は多年にわたり土地改良事業の推進発展に寄与した功績が認められ、土地改良功労者として次の職員が全国土地連合会長表彰を受賞したので紹介いたします。

平成十二年三月二十三日
全国土地改良事業団体連合会

会長 根本 又三

東北地区農地集団化促進協議会 会長功労者表彰

平成十一年度東北地区農地集団化事業表彰式が、去る三月二十九日KKRホテル仙台で開催されました。席上で昭和五十二年以降、一貫して換地業務に従事し、県営は場整備事業の完了に貢献。地域と一体的となり

農用地の農地集団化推進に寄与した功績が認められ、事業功労者として次の職員が、受賞したので紹介いたします。

事業課 換地係主査
渋谷 秀樹

宮城県土地改良事業団体連合会 会長土地改良功労者表彰

去る三月二十七日宮城県土地改良事業団体連合会第四十一回通常総会の席上に於いて、永年土地改良事業の推進発展に寄与した功績が認められ、土地改良事業功労者として次の職員の方々が、会長表彰を受賞したので紹介いたします。

事業課 機場係技術主査
小野寺 勝敏

事業課 第二維持係
技術主査

菅 原 力

事業課 機場係技師
山口 末男

人事往来

職員(一) 田所 福藏

◎退職

平成十二年三月三十一日付

田 田 口 勝

(会計課 参事)

昭和四十二年職員として採用以来、永年に亘り土地改良事業の発展向上並びに運営健全化の為、又後進育成に二尽力を盡き有難うございます。
今後の御健康と御活躍をお祈り致します。

平成十二年四月一日付

◆江合川沿岸土地改良区派遣主査
渋谷 秀樹

(事業課換地係主査)

◆事業課換地係技術主査
千葉 悦朗

(事業課事業係技術主査)

◆事業課機場係技術主査
山口 末男

(事業課機場係技術主査)

◆事業課第一維持係主事
安部 良則

(宮城県土地改良区派遣、会計課会計係主事)

◆事業課第二維持係主事
小野寺 誠毅

(江合川沿岸土地改良区派遣、会計課課徴収係主事)

◆事業課機場係
佐々木 友隆

(新規採用)



諸名義変更等の手続き・

届 出 は、すみやかに お届け下さい！

組合員資格得喪届出等を

1. 名義変更・売買等による移動の方へ

地区内にある耕作地を売買した時または、及び経営移譲・一括贈与・使用貸借・受委託等（取得、喪失）した場合、届出がないといつまでも従前のままでの地積で賦課されます。又は、住所を変更した時・組合員が死亡したとき。

2. 農地転用等の方へ

地区内農地を農地以外（宅地や畑）に転用するとき又は、道路等公共事業用地に買収される場合には、事前に土地改良区にご連絡下さい。「～これらの場合には、下記の決済金が必要。……決済金とは、地区から除外する時に、事業負担金の長期借入金の償還金等を一括して納入決済（債権債務の清算）して頂くものです。＝↓＝」

3. 農業者年金受給の方へ

年金受給資格権利を得るために使用貸借や一括贈与、又は第3者移譲の申請を行った場合。

以上の場合は、当事者連署押印（認印）の上のお願いいたします。

土地改良
施設の他
目的使用
の届出を

施設の破
壊等の
場合→届出

1. し尿浄化槽等を設置する場合

地区内にし尿浄化槽・畜産汚水処理槽等の設置並びに家庭雑排水等を放流する場合。

2. 土地改良施設及び用地を使用する場合 宅地等の出入口に使用したい場合。

当土地改良区の管理する工作物及び施設その他について、滅失・破損その他修繕を要する場合。

詳しいこと・届出は、直接土地改良区へお願いいたします。TEL0220(58)2024代表

平成12年度農地転用決済金一覧表

地区名	1000㎡当り決済金	備 考	地区名	1000㎡当り決済金	備 考
第1地区	229,320		第8地区田	41,699	米山地区決済金に加算される
第1地区畑	26,330		第8地区畑	8,339	〃
第1地区	150,660	用水のみの地区	第9地区田	44,077	〃
第2地区	208,640		第9地区畑	8,815	〃
第2地区	129,980	用水のみの地区	第10地区	43,874	第1地区及び第2地区の決済金に加算される
第2地区	131,320	排水のみの地区	第11地区	161,262	第1地区及び第2地区の決済金に加算される
沼 沼 崎	178,660		第13地区	190,123	第1地区決済金に加算される
崎 太 平 前	40,000		長沼地区 町 新 田 区	254,771	第2地区決済金に加算される
内 浦 地区	112,000		地 租 地区 地 租 区	280,041	〃
米 山 地区 田	207,320		第14地区	264,104	〃
西 谷 地区	73,345	米山地区決済金に加算される	地 租 地区 地 租 区	78,342	〃
城 内 地区	2,505	〃	地 租 地区 地 租 区	158,855	〃
第1地区	45,095	第1地区決済金に加算される	上 手 ノ 内 地区	107,602	〃
第2地区 野谷地区	63,259	〃	野 谷 地区 地 区	61,784	第1地区決済金に加算される
第3地区 野谷地区	33,345	〃	野 谷 地区 地 区	15,819	第1地区及び第2地区の決済金に加算される
第4地区 野谷地区	166,112	〃	野 谷 地区 地 区	6,704	米山地区決済金に加算される
第5地区 野谷地区	26,689	〃	野 谷 地区 地 区	1,340	〃
第6地区 野谷地区	32,209	米山地区決済金に加算される	野 谷 地区 地 区	22,295	第1地区決済金に加算される
第7地区 野谷地区	6,441	〃	野 谷 地区 地 区	6,020	〃
第8地区 野谷地区	57,100	第1地区決済金に加算される	野 谷 地区 地 区	18,236	〃
第9地区 野谷地区	44,520	〃	野 谷 地区 地 区	30,977	〃
第10地区 野谷地区	104,970	〃	野 谷 地区 地 区	13,766	第1地区及び第2地区の決済金に加算される
第11地区 野谷地区	97,725	米山地区決済金に加算される	野 谷 地区 地 区	21,136	〃
第12地区 野谷地区	19,545	〃			